

## 4月になったら18歳から新成人～トラブルを防ぐには

すでに公職選挙法の選挙権年齢や、憲法改正国民投票の投票権年齢が「満18歳以上」に引き下げられていますが、今年の4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。明治9年（1876年）に民法第4条で成年年齢が20歳と定められて以来、実に150年近い時間が経過しての改正です。OECD加盟国のほとんどが18歳を成年年齢としているように、日本でも18歳以上を大人として取り扱い、若者の社会参加を促すのが狙いです。

一方で、今後の生活設計にかかわる懸念もあります。

### ●未成年者取消権が使えなくなる

この4月に成年年齢に達し、新成人となるのは、4月1日が誕生日の20歳の人をはじめ、2002年4月2日から2003年4月1日生まれの19歳の人、2003年4月2日から2004年4月1日生まれの18歳の人です。そして、2004年4月2日以降生まれの人は、18歳の誕生日を迎えた日から新成人となります。

成人になってできることのひとつが、「契約などの法律行為」。たとえば、携帯電話の加入契約、カードローンなどのローン契約、クレジットカードの作成、賃貸物件の契約などです。

民法第5条では、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」と定められており、法定代理人（一般的に親）の同意がない法律行為は取り消すことができます（未成年者取消権）。十分な知識や経済力を持たない未成年者を、消費者トラブルなどの被害から守るための定めといえます。

つまり、改正前の18歳、19歳の人は、自分だけの意思では契約を結ぶ自由がない一方で、法律によって守られている面もあります。それが

改正により未成年者取消権の対象でなくなるため、消費者トラブルが急増する懸念が持たれています。

### ●急がれる充実した消費者教育

国民生活センターがまとめた、「[18・19歳](#)」「[20～24歳](#)」の[年度別相談件数](#)を見ても、20歳代前半の若者は18・19歳に比べて、情報商材、オンラインカジノ、暗号資産（仮想通貨）などの儲け話のトラブル、エステティックサービスや医療脱毛といった美容医療などのトラブルに巻き込まれることが多い模様。自分の意思でローンが組めることから、高額なローンと抱き合わせで勧誘を受けることもあるようです。それが4月以降は、18・19歳がターゲットになってくるわけです。

これらのトラブルのきっかけとして、学校や職場の友人・知人からの勧誘というよくあるケース以外に、インターネットやSNSの広告・書き込みを見て自分から連絡するケース、SNSで知り合った人から誘われるケースといった、今日的なきっかけも増えています。18・19歳の若者がまんまと引っかかり、トラブルに巻き込まれる様子が目に見えるようです。

国も問題意識を持っており、新学習指導要領で消費者教育の充実を図っています。たとえば、小学校の家庭科で「売買契約の基礎について触れること」、中学校の技術・家庭科で「クレジットなどの三者間契約についても扱うこと」、高校の家庭科で「契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解する」などです。また、実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者など）を講師としての学校に派遣する取り組みも行っています。

学校でしっかりクーリングオフ制度、消費者契約法や電子契約法による取消権など、消費者を守る制度を

教えることは大切です。トラブルになった場合、親に言いつらくて自分で何とかしようと焦ってしまいがちですが、自分1人での解決はまず無理。ためらわずに消費生活センターに相談するよう伝えて欲しいものです。

### ●収支管理などのスキルも必要

カードローンの借りすぎやクレジットカードの使いすぎを防ぐためにも、消費者教育は重要です。

大手銀行は、カードローンの利用は従来どおり20歳以上からとする方針のようです。一方、日本貸金業協会の「[若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果](#)」によると、消費者金融で18・19歳の一般の顧客を貸付対象とする業者は25.0%、未定と回答した業者は25.7%、学生の顧客を貸付対象とする業者は12.4%、未定と回答した業者は17.6%と、新たな顧客として期待する業者が少なからずある様子がうかがえます。自主的な取り組みとして、4月以降も親権者の同意を取得する、利用限度額を通常より低くする、資金使途の確認を行うなどとしていますが、返済能力以上に借りてしまう18・19歳は出てくるでしょう。

クレジットカードについても、カード会社によっては、学生のうちは親の同意を必要とするところや、原則として高校生はカードを作れないところがあるようですが、基本的に審査に通れば、18歳から親の同意なくカードが持てるようになりそうです。

また、証券口座の開設や、生命保険・損害保険の加入契約も、親の同意なしにできるようになります。

こうしてみると、消費者教育だけでなく、収支管理や資産形成、保障設計のスキルといった、ファイナンシャル・プランニングの要素も学校教育に取り入れる必要性が、これまで以上に増していると考えられます。

（クルー 浅田里花）